

## 徳島県BCP策定支援事業実施要綱

### 1 目的

本事業は、徳島県内に所在する介護施設・事業所の従事者、管理者等を対象に、業務継続計画（BCP）の策定趣旨の理解、策定の推進、災害への地域と連携した対応強化の手法を修得させることにより、介護施設・事業所が、自然災害や新型コロナウイルス等感染症拡大が発生した場合であっても適切な対応を行い、その後も利用者に必要なサービスを安定的かつ継続的に提供される体制構築の支援を目的とする。

### 2 実施主体

事業の実施主体は、徳島県（以下「県」という。）とする。

### 3 事業対象となる介護施設・事業所

本事業の対象となる介護施設・事業所は次のとおりとする。

訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導、通所介護、通所リハビリテーション、短期入所生活介護、短期入所療養介護、特定施設入居者生活介護、福祉用具貸与、特定福祉用具販売、介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、介護医療院、養護老人ホーム、軽費老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅、有料老人ホーム、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護、地域密着型介護老人福祉施設、複合型サービス（看護小規模多機能型居宅介護）

### 4 事業の実施

県は、適正な事業運営が確保できると認められる者に事業の一部を委託することができるものとする。

この場合において、県は、本事業を受託する者に対し、事業が適正かつ効果的に行われるよう、適正な指導、助言を行うものとする。

### 5 事業の内容

#### (1) 「徳島県版業務継続計画（BCP）ひな形」の作成

国から示されている「介護施設・事業所における業務継続ガイドライン」や「業務継続計画（BCP）ひな形」等を参考に、徳島県の実情や自然災害や感染症対策の専門的知見、介護現場の状況等を踏まえた「徳島県版業務継続計画（BCP）ひな形」（自然災害対策編、感染症対策編）を介護施設・事業所の類型（入所系、通所系、訪問系等）ごとに作成する。

#### (2) 業務継続計画（BCP）の策定のための研修会の開催

(1) で作成した「徳島県版業務継続計画（BCP）ひな形」等を活用した研修会を開催する。

#### (3) 地域と連携した業務継続に向けた訓練の実施

感染症や災害が発生した場合であっても、必要な介護サービスが継続的に提供できる体制を構築する観点から、各介護施設・事業所が地域と連携した訓練を実施する。

#### 6 事業実施の手続き等

事業実施の手続き等については、県が別途定めるものとする。

#### 7 その他

本要綱に定めのない事項については、別に県が定めるものとする。